徳島観光すいすい(貸切バス料金)助成事業実施要綱

(事業の目的及び内容)

- 第1条 この事業は、徳島県への観光誘客を促進するため、旅行会社が造成する企画旅行商品に対して、 貸切バス料金を一部助成することにより、徳島県への旅行商品の造成を促進しようとするものです。 (助成対象者)
- 第2条 次条の助成要件を満たす徳島県への「募集型・受注型企画旅行」を催行した旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社に対し、予算の範囲内で助成します。

(助成要件)

- 第3条 以下の要件を満たし、事前に一般財団法人徳島県観光協会理事長(以下「理事長」といいます。) に助成金を申請し、理事長が承認した旅行商品を対象とします。ただし、徳島県による他の助成事業(別 表1)との重複は認めません。
 - (1) 助成の対象は、令和7年4月1日から令和8年3月10日までの間(宿泊日基準)に徳島県内での宿泊(令和7年8月12日から同月15日の宿泊を除く。)、及び県内観光地2ヶ所以上(うち1ヶ所は別表2で指定する観光地または別表3に定める観光地域づくり法人(以下、DMOという)が主催する本県で行われる体験。以下同じ。)の観光を伴う、貸切バスを利用する「募集型・受注型企画旅行商品」(教育旅行を含む)であること。

なお、巡拝旅行は、四国霊場札所以外に、県内観光地2ヶ所以上の観光を伴う旅行商品であること。

- (2) 募集型企画旅行商品については、募集に際して、パンフレットを作成するか、ホームページに掲載すること。
- (3) 受注型企画旅行商品については、「行程表」及び旅行業法上作成義務のある旅行代金が確認できる「契約書面」等を作成すること。
- (4) アンケートに回答すること。
- (5) 企画旅行は、原則として添乗員が同行し、バス1台当たりの構成員が20人以上(添乗員等除く。) であること。ただし、次に掲げる場合は10人以上でも可とする。
 - ・発地が北海道、東北地方、九州、沖縄地方である場合
- (6) 1 人当たりの宿泊料金が1泊4,000円以上であること。

(助成金額)

第4条 助成金額は、承認した1旅行商品について、以下のとおりとします。

助成種別	助成対象	助成金額(上限)
	【基本助成】	3万円×県内での宿泊日数×台数
	【加算①】	2万円×台数
	宿泊エリア※1)以外での2ヶ所以上の	(宿泊日数による加算はなし)
貸切バス助成	観光を伴う周遊型旅行商品	
	【加算②】	往路利用:2万円×台数
	徳島阿波おどり空港を利用した旅行商品	復路利用:4万円×台数
		往復利用:6万円×台数
		(宿泊日数による加算はなし)

※1) エリアとは、徳島県内を3つの区分に分けた次のエリアのことをいう。

県東部:徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、

神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町

県南部:阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町 県西部:美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

- 第5条 助成金を申請しようとする者(以下「申請者」といいます。)は、原則として出発日の1ヶ月前までに、助成金交付申請書(第1号様式)及び添付書類を、理事長に郵送等により提出してください。 (助成の決定)
- 第6条 理事長は、申請に基づき助成の可否を決定し、申請者に対し通知するものとします。 (事業の変更等)
- 第7条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合、 または事業を廃止する場合は、速やかに変更承認申請書(第2号様式)または廃止届(第3号様式)を 提出し、理事長の承認を受けてください。

(実績報告)

第8条 申請者は、助成事業終了後14日以内に実績報告書(第4号様式)、請求書(第5号様式)及び 添付書類を理事長に郵送等により提出してください。なお、期限までに提出がない場合は、助成金を受 領する権利を、自ら放棄したものとみなすことがあります。

(助成金の交付)

第9条 理事長は、前条の実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し、助成金を交付します。

(交付の取消・変更)

第10条 助成金の交付決定後もしくは確定後においても、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるときは、理事長は原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることとします。

(消費税什入控除等に係る取扱)

- 第11条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れにかかる消費税と して控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」といいます。)がある場合の取扱は、以下 のとおりとします。
 - (1) 交付の申請における消費税仕入控除額の減額

当該補助金にかかる消費税仕入控除税額がある場合には、これを補助金所要額から減額して、 交付の申請をすること。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額が明ら かでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除額の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額を減じた額を上回る分の金額)を、補助金額から減額して報告すること。

- (3) 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還
 - (2) に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額を、消費税仕入控除額等報告書(様式第6号)により速やかに理事長に報告するとともに、理事長に返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了 年度の翌年から5年間保管してください。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとします。

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行します。

別表1 (第3条関係) 徳島県による他の助成事業

事業名称	問合せ先
徳島阿波おどり空港団体旅行助成事業	徳島空港利用促進協議会
四国ツーリズム創造機構による助成事業	(一社) 四国ツーリズム創造機構
スポーツ合宿開催支援事業	徳島県スポーツコミッション事務局

- ※事業名称等については、変更となる場合があります。
- ※上記以外にも、重複での申請が認められない助成事業がある場合がございますので、他の助成事業 との併用をお考えの場合は、申請前に必ずご確認ください。

別表2(第3条(1)関係)指定観光地一覧

エリア	施設名称	所在市町村
県東部	阿波おどり会館	徳島市
	眉山、眉山ロープウェイ	徳島市
	ひょうたん島クルーズ	徳島市
	とくしま動物園	徳島市
	阿波十郎兵衛屋敷	徳島市
	徳島市立徳島城博物館	徳島市
	文化の森総合公園	徳島市
	徳島新鮮なっとく市	徳島市
	藍よしのがわトロッコ	徳島市
	鳴門公園(渦の道、エディ、観潮船等)	鳴門市
	鳴門市ドイツ館	鳴門市
	大塚国際美術館	鳴門市
	大谷焼の里	鳴門市
	阿波和紙伝統産業会館	吉野川市
	阿波の土柱	阿波市
	上勝町ゼロ・ウェイストセンター	上勝町
	山犬嶽	上勝町
	神山森林公園	神山町
	藍住町歴史館 藍の館	藍住町
	あすたむらんど徳島(子ども科学館、徳島木のおもちゃ美術館等)	板野町
	技の館	上板町
県南部	お松大権現	阿南市
	太龍寺ロープウェイ	那賀町
	川口ダム自然エネルギーミュージアム	那賀町
	モラスコむぎ	牟岐町
	出羽島	牟岐町
	うみがめマリンクルーズ	美波町
	日和佐うみがめ博物館カレッタ(令和7年夏頃リニューアル予定)	美波町
	阿波海南文化村	海陽町
	DMV (デュアル・モード・ビークル)	海陽町
	海洋自然博物館マリンジャム	海陽町
県西部	脇町うだつの町並み	美馬市
	剣山、剣山観光登山リフト	美馬市・三好市
	祖谷のかずら橋	三好市
	奥祖谷二重かずら橋	三好市

落合集落	三好市
大歩危峡(遊覧船、ラフティング等)	三好市
祖谷渓	三好市
妖怪屋敷・石の博物館	三好市
フォレストアドベンチャー・祖谷	三好市
箸蔵山ロープウェイ	三好市
四国まんなか千年ものがたり	三好市
平家屋敷民俗資料館	三好市

[※]ただし、巡拝旅行の場合、太龍寺ロープウェイは、指定観光地から除きます。

別表3 (第3条 (1) 関係) DMO

東部エリア	一般社団法人	イーストとくしま観光推進機構
	一般机团法人	ツーリズム徳島
西部エリア	一般社団法人	そらの郷
	一般排団法人	美馬観光ビューロー
南部エリア	一般社団法人	みなみ阿波観光局(旧:四国の右下観光局)

[※]ただし、休憩・飲食のみの立ち寄り及び車窓観光は、除きます。